

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
<p>第4章 本基本計画の目標と施策の体系</p>	<p>「各区と持込事業者が～」とあるが、利便性や収集効率を区と持込事業者と同レベルで記載しない方が良い。</p> <p>(参考) 各区の収集運搬効率に配慮した受入れや持込事業者が事業系ごみを効率的に処理できるよう搬入調整を進めます。</p> <p>持込事業者とは、自己持ちの排出事業者を除くでよいか（自己持ちは、搬入先が決められている。）。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正しました。</p> <p>[記載] 各区の収集運搬効率に配慮した受入れや持込事業者の利便性にも配慮した搬入調整を進めます。</p> <p>「臨時持込ごみ」は自己持込、業者持込とも原則として、あらかじめ指定された工場に搬入することとしています。が、「継続持込ごみ」は工場がごみを搬入できない状況であった場合、搬入調整を行っています。</p>
	<p>「災害廃棄物の処理体制の確保に努めます」とありますが、災害時のし尿について、どのように対応するのかということ、この項目で記述した方がよいのではないかと考えます（平常時のし尿については、第8章：生活排水処理基本計画に記載あり）。</p> <p>理由：震災時のし尿及びがれきの処理の具体的な対応策を、都及び清掃一組と協議・検討することとした下命が、特別区副区長会から特別区清掃主管部長会に対してあり、現在、特別区清掃リサイクル主管課長会において、「災害ごみ等処理対策検討会」を設置し検討をしています。</p> <p>今後、「一般廃棄物処理基本計画」と「災害ごみ等処理対策検討会での検討結果」が区長会、副区長会に提出された場合においても、災害対策という点で、矛盾のないものにしておく必要があると考えます。</p>	<p>原案 P14 の「(1) 廃棄物処理施設の強靱化」に、以下のとおり追記しました。</p> <p>[記載] なお、災害時のし尿処理体制の確保については、23区の「災害ごみ等処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
<p>第4章 本基本計画の目標と施策の体系</p>	<p>廃棄物処理施設の強靱化を図ることだが、「施設整備に伴う事業費が毎年度150億円程度で推移する」という試算は、当該経費を含んでいるという理解で良いか。もし含んでいないなら、どの程度増えるのかを試算し、今後、提示すべきと考える。</p> <p>「災害廃棄物の処理体制の確保に努めます」、「地域防災への貢献について区の地域防災計画との整合を図りながら検討を進めます」とのことだが、具体的に一組として、今後、どう動いていくのか、その絵姿はあるのか。まだ無いのであれば早急に検討し、今後、順次、提示していくべきと考える。</p>	<p>事業費の試算は、実績をもとに算出しています。一組の清掃工場は新耐震基準で建設されており、耐震性に関しては試算に含まれます。浸水対策や大地震発生後の迅速な再稼働については、防水扉の採用や電気室、発電機室等の2階部分への配置などのレイアウト上の工夫、一部機器（薬剤貯槽、発電機等）の若干のスケールアップ等は試算の範囲内となります。</p> <p>なお、国は更なる巨大災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策を検討しており、これが取りまとめられた場合には適切に対応してまいります。</p> <p>26年度から清掃工場建設の際の交付金交付要件が、23区の災害廃棄物処理計画に位置付けられていることとされました。地域防災への貢献については、区の各計画との整合を図りながら、今後、工場所在区等と協議し、具体策を検討してまいります。</p> <p>以上を踏まえ、原案P14の「(1)廃棄物処理施設の強靱化」に、以下のとおり追記しました。</p> <p>[記載]</p> <p>さらに、国が検討を進めるとしている南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の巨大災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策がとりまとめられた場合は、必要な見直しを行います。</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
<p>第5章 ごみ量予測</p>	<p>ごみ量予測の基礎データとなっているごみ発生原単位調査のサンプル数について、統計学上の有意性について、一組として一定の検討を行っているのだから、統計学上問題がないとする説明を資料編に明記すべきである。</p>	<p>サンプル数については、一般的な統計調査では、23区の規模から各々1,000以上が必要と考えられますが、当組合の「ごみ排出原単位等実態調査」は、全世帯、事業所から無作為に抽出するのではなく、クラスター分析により、23区の代表となるような地域を選定し、サンプルを選んでいきます。長年にわたる調査結果から見て、ごみの経年的傾向は把握できており、現行のサンプル数は適正であると考えております。</p> <p>ごみ量予測は、平成17年に区長会で了承された「長期的なごみ量推計の手法の検討」の手法に沿って実施しており、調査のサンプル数についても、以上のような実績と予算、時間的な制約を勘案して総合的に判断して決定したもので、統計学上の判断を一廃計画に記載する予定はありません。</p> <p>なお、ごみ排出原単位等実態調査については、概要を資料編に記載しました。</p>
<p>第6章 施設整備計画</p>	<p>[参考期間について] 「大規模工場の延命化後の更新規模の見直しなど、施設規模の極端なアンバランスの解消に取り組むことが、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から重要です。」と記載されているが、現行計画の「湾岸地域の一部清掃工場の整備計画変更や焼却炉の休止で全体の焼却能力を絞る必要があります。」という表現に比べてやや具体性</p>	<p>本基本計画のごみ量は減量と予測しましたが、多くの清掃工場が計画期間内に順次耐用を迎え、建替えのみによる整備では処理能力が不足し、経費も多額を要することから、一部工場に延命化を導入することで、計画期間中の安定処理が可能となりました。しかし、現行計画に記載があるような湾岸地域の清掃工場の規模を縮小し全体の能力を絞ることはできませんでした。</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
	<p>に欠ける表現になっている。具体的なアンバランスの解消について記載すべきではないか。(P. 20) また、アンバランス解消については、「参考期間」にかかわらず取り組んでいく必要があるので、工夫して記載してほしい。</p>	<p>しかしながら、施設規模の極端なアンバランスの解消は、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から重要な事項であり、引き続き取り組む必要がありますので、御意見を踏まえて、原案(P19, P47)に以下のとおり追記しました。</p> <p>なお、前基本計画に沿って、湾岸地域にある大田清掃工場（第一工場）は平成26年度に休止し、破碎ごみ処理施設は平成28年度に休止します。</p> <p>〔記載〕 本編 P19 （４）整備対象施設の焼却能力 施設整備計画における施設規模は現状と同じとし、焼却能力は定格焼却能力としました。</p> <p>なお、前基本計画の取組である地域バランスを考慮した施設整備については、本基本計画では、多くの清掃工場が計画期間内に耐用年数を迎えることから、施設規模の見直しはできませんでした。</p> <p>しかしながら、施設規模の極端なアンバランスの解消は、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から重要な事項であり、大規模工場の延命化後の更新規模の縮小など、アンバランス解消に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>〔記載〕 資料編 P47 （１）焼却能力 焼却能力については、前基本計画において、焼却能力に余裕が発生した場</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
		<p>合には収集運搬の効率性や負担の公平の検討を踏まえて、湾岸地域の清掃工場の整備計画変更や休止で、全体の焼却能力を絞る必要があるとしています。本基本計画のごみ量は減量と予測したものの、多くの清掃工場が計画期間内に順次耐用を迎えることから、焼却能力に余裕は生じなかったため、湾岸地域の清掃工場の規模を縮小できませんでした。</p> <p>ただし、前基本計画に沿って、湾岸地域にある大田清掃工場（第一工場）は平成26年度に休止とし、破碎ごみ処理施設は平成28年度に休止としました。</p>
	<p>焼却能力と地域バランスの考え方として、焼却能力に余裕が生じた場合は、現行計画の方針通り、湾岸地域の焼却能力を絞るという方針を明記して欲しい。</p> <p>計画期間を15年間に延長した上、ごみ量予測に基づかない焼却能力や焼却余力を参考期間として提示することは、区民がごみの減量傾向を反映していない、整備該当工場の期間は調整できるなど、整備計画への不信感や誤解を与える可能性があるため、計画本編から切り離し、参考資料扱いにすべきである。</p>	<p>焼却能力と地域バランスの考え方としては、原案のP19に〔(4)整備対象施設の焼却能力〕に、大規模工場の延命化後の更新規模の縮小など、施設規模の極端なアンバランスの解消に引き続き取り組んでいく旨を記載しました。</p> <p>計画期間の15年間については、延長したのではなく、清掃工場の施設整備に約9年を要することから、従来どおり15年間とし、5年ごとに改定するとしたものです。</p> <p>なお、前基本計画は、廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施したことにより、ごみの発生量や性状に変化が現れたことから、改定を早めて平成22年2月に平成18年度計画（計画期間：32年度まで）の見直しをしたものであり、計画期間については変更</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
		<p>しませんでした。</p> <p>参考期間については、計画期間の整備計画が妥当であることを確認するため、計画期間終了後の一定期間のごみ処理の状況を、一定の条件で試算しイメージとして示したものです。</p> <p>試算条件は、41年度ごみ量を用い、整備規模は現状と同等としています。しかしながら、誤解を与える可能性があるとの意見を踏まえまして、原案P21「図—6—1 清掃工場の整備スケジュール」の図中に前提条件を明記しました。</p>
	<p>不燃ごみ中に含まれる金属などの資源化を各区が検討していく中で、今後、大幅に不燃ごみが減少することも考えられる。「新たな施設」の建設にかかる経費が見えない中で、あえて今回の計画で「新たな施設」を整備すると記載したのはなぜか。「整備を検討する」とか「当面の間、第二プラントの長寿命化を図っていく」という選択肢はなかったのか。</p> <p>処理能力は90 t/hとのことだが、現行の第二プラントより処理能力は低くなるという理解で良いのか。また、90 t/h×1基ということで良いのか。その場合、OH期間はどのような扱いになるのか。第二プラントを利用するという事なのか。</p> <p>「ウ 災害発生時の処理体制の強化」について、以下のとおり修正提案する。</p>	<p>今回の計画で「新たな施設」を整備する理由は、以下のとおりです。</p> <p>①現在の粗大ごみ破碎処理施設は、ヤードが屋外であるために、臭気や粉じん等の対策が十分でないなどの課題が多く、海の森公園の整備やオリンピック及びその後の周辺環境の変化に対応できる施設ではないため、早い時期に、これに代わる都市型の施設としての整備が必要です。</p> <p>②第二プラントでの粗大ごみの処理は、処理対象物によっては処理に大幅な時間を要するため、京浜島での処理量を除く不燃ごみと粗大ごみの全量を処理することは、現状の設備では困難です。</p> <p>③第二プラントは建設当時における年間50万tを超える大量の不燃ごみ（プラスチック：約60% その他可燃：約15% 金属類：約10% ガラス等不燃：約15%）を全量破碎処理し、減容することを目的に設計・建</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
	<p>→施設整備完了後、粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントは休止とし、2施設の取り扱いについては今後のごみ量を見て改めて検討します。</p>	<p>設されており、現在受入量の85%以上を埋立処分しています。このようなことから、最重要課題である最終処分量削減に向け、金属回収や可燃物と不燃物の分離回収を徹底して行うことは現施設では限界があります。</p> <p>このため、「新たな施設」の整備に当たっては、不燃ごみと粗大ごみの安定した処理を可能とするとともに、現在のごみ質に合わせた前処理・選別、破碎、後選別等を適切に組み合わせた新たな処理システムを導入することで、処理残さの埋立処分量を徹底的に削減することとしています。また、最終処分量の予測は、「新たな施設」での削減効果を見込んでいます。</p> <p>第二プラントの現行能力は、96t/h（48t/h×2基）ですが、「新たな施設」の処理能力90t/hは、不燃ごみ、粗大ごみの処理量の予測から算出しています。第二プラントは不燃ごみの処理施設であるため、粗大ごみを処理した場合は、設備の構造上、処理対象物によっては処理に大幅な時間を要し、処理能力が低下してしまいます。</p> <p>「新たな施設」は、処理対象物を確実に処理できるよう設計しますので、現在の第二プラントのような能力低下は起こりません。また、OH期間中も処理を継続する必要がありますので、実施に当たっては、複数系列での整備とします。</p> <p>修正の御提案については以下のように考えます。</p> <p>全国的に見ても、清掃一組の粗大ごみ</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
		<p>破碎処理施設、不燃第二プラントは、かなり大きな破碎機を有する施設です。災害発生時の初期段階では、これらの既存施設が、その役割を果たすことが期待されています。そのため、本基本計画の施策の一つである「災害対策の強化」とともに、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設整備計画の基本的考え方の一つとして「ウ 災害発生時の処理体制の強化」を掲げ、廃止せずに休止とし、災害発生時に備えることとしました。</p> <p>災害時の処理量は算定していませんが、計画期間中は休止する2施設の敷地での新たな整備計画はありませんので、災害時を想定して、これら施設は残して活用した方がよいと判断したものです。</p> <p>休止施設については、災害時に迅速な稼働ができるよう最低限の確認運転や点検を実施する必要がありますが、経費縮減を図っていきます。</p> <p>なお、「新たな施設」の整備に伴う事業費については、原案(P24)に追加しました。よって、原案のとおりといたします。</p>
	<p>灰溶融施設の操業は、スラグ利用を促す工夫がないなかで、東日本大震災による電力逼迫を理由に5施設を休止する方針としている。今後、スラグ利用を促す働きかけがなければ、当初の計画から出口戦略が描けていないなかで、必要以上の灰溶融施設を整備したことが露呈する。最終処分場の延命化(P13)を具体化する今後の利用促進策を併せて示すべきである。また、休止した施設の再開、転用見込みな</p>	<p>焼却灰の溶融処理は、最終処分場の延命化や、焼却施設新設時の国庫補助金交付要件となっていたことから、全国で導入が進められ、清掃一組も同様に、7施設を整備しました。</p> <p>清掃一組では、稼働率向上やコスト削減に向けた取組みを進めてきましたが、東日本大震災の発生により、電力ひっ迫や放射能問題など、新たな課題への対応が求められたことから、平成23年11月から23区と東京都を交</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
	<p>ど、今後の方向性についても触れるべきだ。</p>	<p>えて、今後の溶融処理施設の運営についての検討を進め、平成24年7月に都道・区道でのスラグ利用を見込んだ需要に合わせた操業規模に縮小するとの結論に至っています。</p> <p>そのため、原案P13の「(2) 焼却灰の資源化」のなお書きを以下のとおり補足し修正します。</p> <p>[記載]</p> <p>なお、灰溶融処理に伴い生成されるスラグについては、引き続き都道・区道での積極的な利用を推進するとともに、炉底メタル、溶融メタルについても資源化を進めます。</p> <p>また、休止した施設の取り扱いについては、原案(P23)の「3 灰溶融処理施設の休止」に以下のとおり追記します。</p> <p>[記載]</p> <p>なお、<u>休止施設の取扱いと灰溶融処理施設の整備</u>については、今後のスラグの利用状況や最終処分量の推移を見ながら改めて検討します。</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
<p>第7章 最終処分場の延命化</p>	<p>本計画原案P10の「2 前基本計画の課題」(6)にも既に水銀含有物への対応が求められていることを明記しており、既に水銀含有物など有害物質の分別回収に着手している区も複数あります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本計画原案のP25の2の③の取組においても【資料編】P66の3の(3)に記載のある平成28年度発効予定の『水銀に関する水俣条約』などの流れを踏まえた23区の水銀含有ごみへの取組に関する記載を加えて頂きたいと考えます。</p> <p>最終処分場の延命化は23区の最重要課題であり、灰溶融処理施設の運営の見直しをしていることから、更なる最終処分量削減に向けた実効性のある取組を積極的に推し進めることが必要である。</p>	<p>既に水銀含有物の分別回収等の対応に着手している区もあることから、原案(P25)の「2 更なる最終処分量削減に向けた取組」に以下のとおり追記しました。</p> <p>【記載】 ③不燃ごみ処理残さについて、「水銀に関する水俣条約」の発効や23区、東京都の取組状況を見ながら、水銀混入に対する安全性が確認できたものから、焼却処理を拡大</p> <p>灰溶融処理施設の運営の見直しにより、主灰の最終処分量が増加することから、これに代わる取組として、主灰のセメント原料化を推進していきます。また、不燃ごみ・粗大ごみ処理残さの資源回収と焼却処理の順次拡大に取組みます。これらの取組みにより、計画最終年度における最終処分量の予測は、前基本計画と同程度となりましたが、今後、23区や東京都との連携した取組を一層進め、できる限り早期の達成を目指すとともに、新たな削減取組みについても検討していきます。</p>
<p>資料編Ⅲ 清掃工場の施設整備</p>	<p>年間稼働日数を283日に変更した根拠となる工場別操業休止データ(日数・理由)を23区に提供して欲しい。</p>	<p>年間稼働日数変更の根拠としたデータは、清掃一組の「清掃工場等作業年報」を使用しました。こちらについては、清掃一組ホームページにおいて、公表しているものになります。</p>

一般廃棄物処理基本計画 原案（案）に関する
23区からの御意見と回答

項目	意見	回答
資料編VI 最終処分量の削減	<p>スラグと同様、セメント原料としてどれだけの利用が見込まれるのか検討がなされているか不明である。最終処分量の削減は理解しているが、東京都埋立処分計画によると、ごみ処分に係る埋立量は7%に過ぎない。効果の検証が必要で、セメント原料としての利用予測を踏まえた上で計画を進めていることを明記すべきだ。</p>	<p>主灰はセメント原料である粘土の代替として、普通ポルトランドセメント(JIS R5210)として製品化され、全量が利用されています。しかしながら、現在の民間施設の主灰の受入れ余力は限られています。そのため、主灰のセメント原料化については、民間施設や他の自治体の動向を見ながら、段階的に拡大し、平成36年度に5万トン、その後、更に4万トンの計画としています。</p> <p>なお、普通ポルトランドセメントの生産量は2012年度で約3,700万トンであり、原料としての主灰は少量の利用であるため、今後、受入量の拡大の余地は十分あると考えています。</p> <p>東京都「廃棄物等の埋立処分計画」による一般廃棄物の構成比率は、しゅんせつ土を含めた全埋立量に対して7%ですが、廃棄物の総埋立量に対しては40%を占めています。</p>
	<p>事業系の不燃ごみ処理残さの焼却については、清掃事業移管時、東京都が判断した一般廃棄物扱いに関して、なぜ産業廃棄物扱いではないのかを丁寧に区民に説明できなければならない。単に焼却できる、できないの問題ではない。</p>	<p>事業系の不燃ごみの取扱いについては、現在、23区のワーキンググループにおいて検討を進めており、御意見の内容については、この中で検討されるものと考えています。このため、事業系不燃ごみの処理については、23区の検討結果を受けて対応することとしています。</p>